

国不籍第489号
令和3年3月2日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
地籍整備課長
(公印省略)

地籍図作成要領について

「国土調査法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第79号）により、「地籍図の様式を定める省令」（昭和61年総理府令第54号）が廃止されたことに伴い、新たに「地籍図作成要領」を作成しましたので、御了知の上、関係市町村等への周知方よろしく申し上げます。

地籍図作成要領

制 定：令和3年3月2日

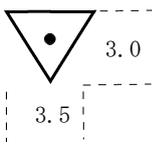
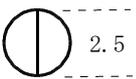
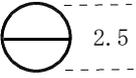
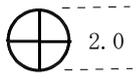
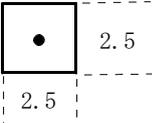
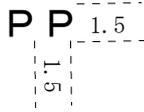
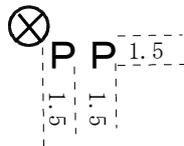
(趣旨)

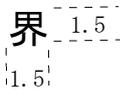
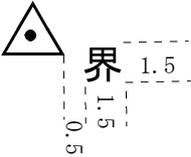
第1 地籍図の作成については、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）、国土調査法施行規則（平成22年国土交通省令第50号）及び地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(基準点及び境界標等の表示)

第2 基準点及び境界標等の表示は、次の表による。

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
基本三角点 基準点(補助基準点を除く。)		0.2 赤	0.2、1.0、3.5等の数字の単位は、ミリメートルとする。以下同じ。
電子基準点		0.2 赤	
基本多角点		0.2 赤	
補助基準点		0.2 赤	

<p>地籍図根三角点（地籍図根三角点に対応する標定点を含む。以下同じ。）</p>		<p>0.1 赤</p>	
<p>地籍図根多角点</p>		<p>0.1 赤</p>	
<p>航測図根点</p>		<p>0.1 赤</p>	
<p>細部図根点</p>		<p>0.1 赤</p>	
<p>基本水準点 } 基準水準点 }</p>		<p>0.2 赤</p>	
<p>市町村境界標</p>		<p>0.2 赤</p>	<p>永久的な標識を設置したものを表示するものとする。</p>
<p>特定の記号が他の事項を兼ねて表示する場合の付加記号</p>	<p>主たる記号の右下に該当の付加記号を表示する。ただし、筆界その他の重要な図形と重複する場合には、誤認が生じない範囲で適宜の場所に表示することができる。</p>		
<p>(1) 市町村境界標が地籍図根多角点、航測図根点又は細部図根点を兼ね</p>		<p>0.1 赤</p>	<p>(市町村境界標が地籍図根多角点を兼ねる場合の例)</p>
			

<p>て表示する場合</p> <p>(2) 地籍図根三角点等が市町村境界標を兼ねて表示する場合</p>		<p>0.1 赤</p>	<p>(基本三角点が市町村境界標を兼ねる場合の例)</p> 
---	---	------------------	---

(公共基準点等の記号の表示)

第3 公共基準点等の記号の表示は、次のとおりとする。

- 1 1級基準点は、基準点（補助基準点を除く。）の記号により表示する。国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 2 2級基準点及び街区三角点は、地籍図根三角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 3 3級基準点、4級基準点及び街区多角点は、地籍図根多角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち3級基準点又は4級基準点に相当するものについても、同様とする。

(基準点又は境界標の記号の表示)

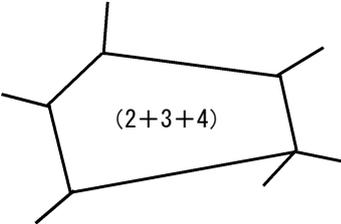
第4 基準点又は境界標の記号は、当該記号の中心点を地籍図上の真位置に表示するものとする。ただし、付加記号については、この限りでない。

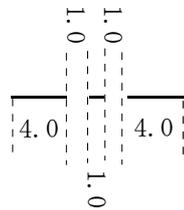
(競合する二つ以上の記号の表示についての注意事項)

第5 二つ以上の基準点又は境界標等の記号が近接するため、これらが重複又は接着する場合には、記号の種類が混同が生じない範囲内において、記号の大きさを縮め、又は記号の一部を欠いて表示することができる。

(一筆地調査事項の表示)

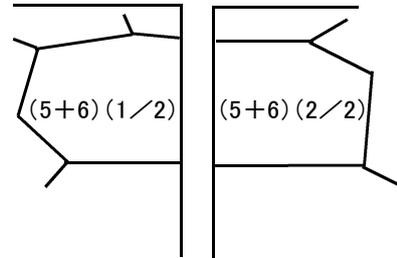
第6 一筆地調査事項の表示は、次の表による。

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
筆 界		0.1 黒	<p>地籍図上の真位置に表示するものとする。</p> <p>筆界未定地がある場合には、次の要領によって表示するものとする。</p> <p>(1) 筆界未定地が一の地籍図の区域内に存する場合には、関係土地が一括表示された図形の上部適宜の箇所（今後、図面の修正等が行われる場合において支障がないと認められる箇所）に当該関係土地の地番を各地番の間に「+」印を付して列記し、これに括弧を付する。</p> <p>（地番が2番、3番及び4番の土地相互の筆界が未定である場合の例）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(2) 筆界未定地が複数の地籍図の区域にまたがる場合には、それぞれの地籍図に(1)による表示</p>



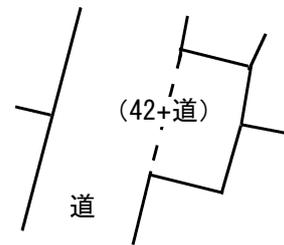
をなし、かつ、これに地番分属記号を付する。

(地番が5番と6番の土地相互の筆界が未定で、二つの地籍図にまたがる場合の例)



0.1 黒 (3) 長狭物との間の筆界が未定である場合には、(1)による表示をなし、かつ、長狭物との境界を現況により鎖線で表示する。

(地番が42番の土地と道の相互の筆界が未定である場合の例)



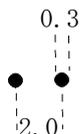
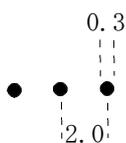
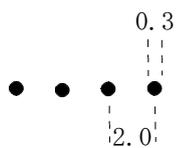
地籍図の図郭外における筆界等の表示は、おおむね3mmを標準とする。ただし、特に必要がある場合には、3cm以内の延伸により表示することができる。

地番区域界

市町村の境界である場合

大字の境界である場合

字の境界である場合



黒

地番区域界の記号は、地番区域界である筆界の線上に当該筆界の一辺ごとに、そのおおむね中央に表示するものとする。ただし、おおむね5cm以上の長さの辺にあっては、おおむね5cmごとに表示するものとする。

黒

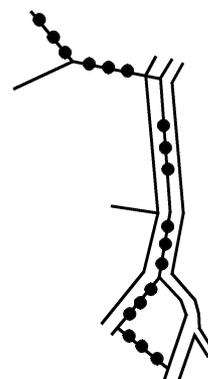
地番区域の境界が市町村、大字又は字の境界のいずれにも該当しない場合には、字の境界である場合の記号で表示するものとする。

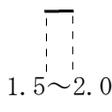
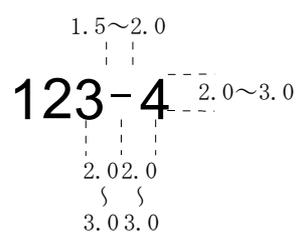
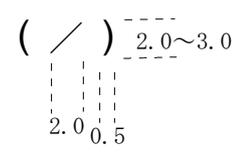
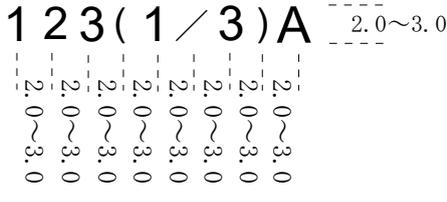
黒

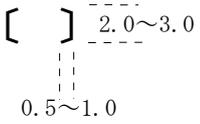
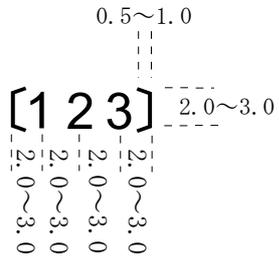
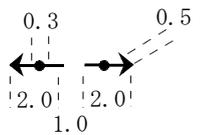
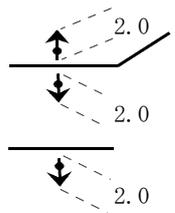
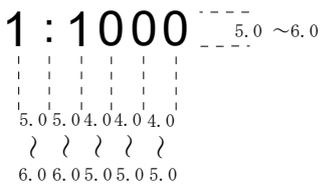
筆界の長さが短いため、地番区域界の記号を筆界の記号の線上に表示することができない場合には、次の要領によることができる。

- (1) 誤認が生じない範囲で記号を構成する各点の間隔を短縮する。
- (2) 地番区域界特示記号を付加する。
- (3) 筆界の辺の長さが5mm未満の場合には、当該筆界の記号の線上に直径が0.3mmの大きさの1個の円点を表示する。

(大字の境界である場合の例)



地番	アラビア数字 横書 ゴシック体 字高 2.0~3.0 字隔 2.0~3.0	0.2 黒
地番数字接続記号		0.2 黒 (地番が123番の4である場合の例) 
地番分属記号		0.2 黒 分数の分母には分属する地籍図の総数を、分子には分属の順序を表示するものとする。一の地籍図の区域内に同一の地番分属記号が二以上ある場合には、ローマ字大文字をAから順次添えて表示するものとする。 (一の地籍図の区域内に同一の地番分属記号が二以上ある場合の例) 

<p>地籍明細図存在記号</p>		<p>0.2 黒 (地番が123番の土地に地籍明細図がある場合の例)</p> 
<p>地番区域界特示記号</p>		<p>0.1 黒 記号の線の虚部の中央に地番区域界を表示する線を直角に挟むものとする。ただし、必要に応じて、相対する矢印のうちのいずれか一方のみを表示することができる。 (図例)</p> 
<p>隣接区域縮尺表示記号</p>	<p>アラビア数字及びコロン 横書 ゴシック体 字高 5.0~6.0 字隔 4.0~6.0</p>	<p>0.2 黒 隣接区域内のほぼ中央に表示するものとする。 (縮尺が1/1,000の場合の例)</p> 
<p>調査除外区域表示記号</p>	<p>横書又は縦書 正方形直立等線体 字高 5.0~6.0 字隔 10.0~15.0</p>	<p>0.2 黒 調査除外区域内のほぼ中央に国有林、湖沼、土地改良事業、土地区画整理事業その他の除外理由を表示するものとする。</p>

(筆界と競合する線の表示)

第7 筆界の記号とその他の線状の記号とが競合する場合には、筆界の記号のみを表示し、その他の線状の記号は、表示しないものとする。

(地番の記号の表示についての詳細)

第8 地番の記号は、一筆地が表示されている区域のおおむね中央に表示するものとする。ただし、地籍図上に表示されている一筆地の形状が小さいか又は長狭であるため、当該一筆地を表す図形の内部に表示することが困難である場合には、次の要領で表示することができる。

ア 地番の記号の大きさを、誤解を生じない範囲内において縮小して表示する。

イ 字列の方向を図郭の下辺に対して斜め又は多少孤状にして表示する。

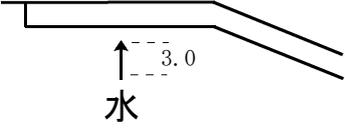
ウ 当該一筆地の図形の内部に片仮名のイロハ順の記号を表示するとともに、このイロハ順の記号を図郭外に表示し、これに地番の記号を表示する。

エ ウの要領によりイロハ順の記号を表示することができない場合には、引出線をつけて地番又はイロハ順の記号を表示するものとする。この場合において、引出線は、幅0.1mmの黒線とする。

(土地利用及び工作物の現況の表示)

第9 土地利用及び工作物の現況の表示は、次の表による。

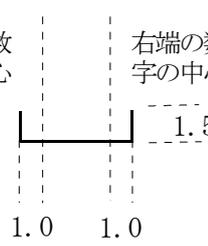
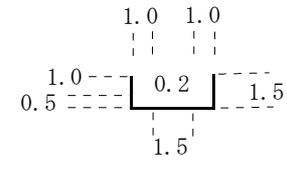
区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
長 狭 物	正方形直立等線体 字大 3.0～5.0 字隔 2.5 以上	0.1 黒	長狭物の図形内の中辺部にその種別を表示するものとする。ただし、長狭物の図形内に表示することが困難である場合には、長狭物の図形外に表示し、矢印により当該長狭物との関係を示すものとする。この場合において、矢印と筆界線は交差させないものとする。 (長狭物の図形内に表示するこ

<p>公衆用道路</p> <p>運河用地 用悪水路 堤 井 溝 鉄道用地 軌道用地 河 川</p>	<p>道</p> <p>運水堤溝鉄軌川</p>	<p>とが困難である場合の例)</p>  <p>国道の場合は、「国道(○号)」と表示する。 都道府県道の場合は、「都道」等と表示する。 市町村道の場合は、「市道」等と表示する。 その他の公衆用道路は、「道」と表示する。</p> <p>名称のある場合はその固有名称を表示する。</p>
---	-------------------------	---

(注記の表示)

第10 注記の表示は、次の表による。

区分	記号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
辺長の数値	アラビア数字 横書 ゴシック体	0.1 黒	必要に応じて、メートル単位で表示するものとし、その辺のおおむね中央に、該当する線から0.

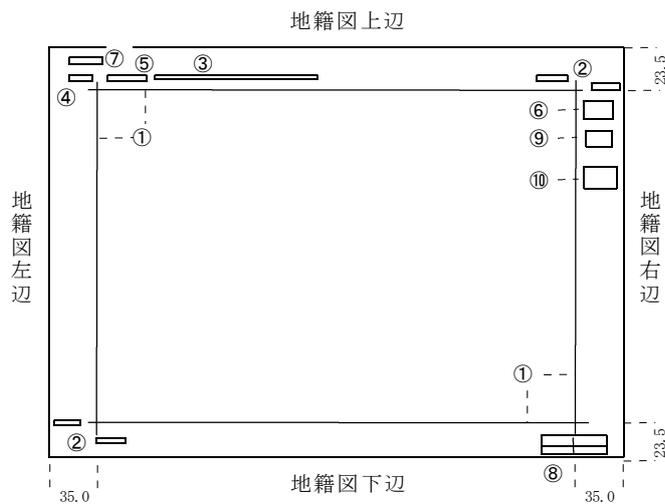
<p>幅の数値</p>	<p>字高 1.0 字隔 1.0 小数点を入れる 間隔は 1.5</p> <p>アラビア数字 横書 ゴシック体 字高 1.0 字隔 1.0 小数点を入れる 間隔は 1.5</p>	<p>5mm離して、これに平行な字列で表示するものとする。この場合において、数字は、図郭の下辺に倒立しないようにするものとする。</p> <p>0.1 黒</p> <p>必要に応じて、メートル単位で小数第1位まで表示するものとする。ただし、特に必要がある場合には、小数第2位まで表示することができる。表示しようとする対象から0.5mm離して、その対象に平行の字列で表示する。この場合において数字は、図郭の下辺に倒立しないようにするものとする。</p>
<p>一線で表示されているものの幅の数値</p>	<p>左端の数字の中心 右端の数字の中心</p> 	<p>0.1 黒</p> <p>(幅が0.2mである場合の例)</p> 

(整飾)

第11 地籍図に表示する整飾事項は、次のとおりとし、その表示位置は概ね次の図例によるものとする。

- ①図郭線
- ②図郭線の座標値
- ③地籍図の名称
- ④座標系記号
- ⑤測地系の名称
- ⑥地番区域見出図
- ⑦左上整理表題
- ⑧右下整理表題
- ⑨精度区分見出図
- ⑩隣接図郭番号見出図

(図例)



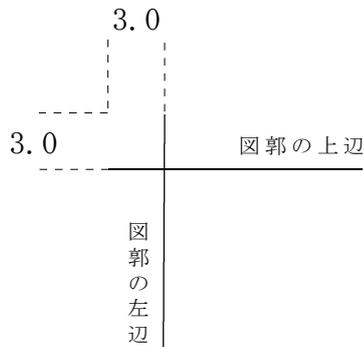
(整飾事項の表示の方法等)

第12 各整飾事項の表示の方法、表示についての注意事項及び図例は、次のとおりとする。

1 図郭線

- (1) 図郭線は、幅0.1mmの赤線で表示し、四隅の部分の縦線及び横線をそれぞれ3.0mm突出させるものとする。
- (2) 図形が図郭外に表示される場合には、当該図形の表示に関する図郭線をそれぞれ延長して表示することを原則とする。

(図例)



(左上隅の例)

2 図郭線の座標値

- (1) 図郭線の座標値は、アラビア数字及び正負の符号を用いて、次により表示するものとする。

横書

ゴシック体

字高 整数位 3.0mm 小数位 2.0mm

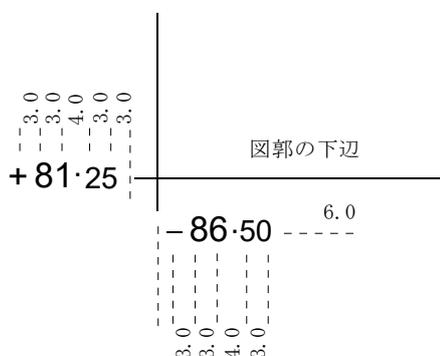
字隔 3.0mm (ただし、小数点を入れる場合の間隔は4.0mm)

赤字

- (2) 図郭線の横線の座標値は、図郭線を延長した仮想の線が整数位の字列の中心線であるようにし、かつ、図郭線の端から3.0mm離して字列の最初の符号又は最後の数字の中心があるよう表示するものとする。図郭線の縦線の座標値は、図郭線の横線と字列が平行であり、図郭線の横線から整数位の字列の中心線が6.0mm離れるようにし、かつ、字列の左辺が図郭の左辺の延長上又は字列の右辺が図郭の右辺の延長上にあるよう表示するものとする。
- (3) 整数位の数字の下辺と小数位の数字の下辺とは、同一直線上にあるように表示する。
- (4) 左下隅及び右上隅における縦線及び横線にそれぞれ表示するものとする。ただし、必要に応じて、左上隅又は右下隅の縦線又は横線に表示することができる。
- (5) 表示する数字は、図郭の下辺に対して倒立しないように表示するものとする。
- (6) 座標値は、キロメートルを単位として表示するものとし、地籍図の縮尺が1/1,000又は1/5,000の場合にあっては小数第2位まで、1/500又は1/2,500の場合にあっては小数第3位まで、1/250の場合にあっては小数第4位まで表示するものとする。
- (7) 小数点は、整数の1位の数字と小数第1位の数字との中間であって、かつ、整数位の字列の中心線上に0.3mmの円点で表示するものとする。

(図 例)

(図郭左下隅の場合)



3 地籍図の名称

- (1) 地籍図の名称は、漢字及び仮名文字を用いて、次により表示するものとする。

横書

正方形直立等線体

字大 4.0mm

字隔 2.0mm

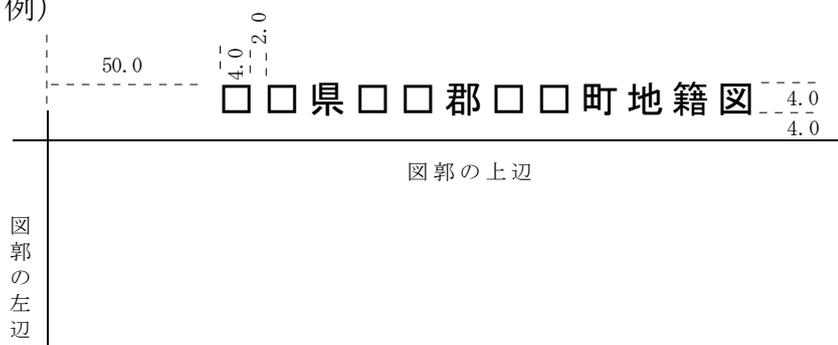
黒字

- (2) 字列は、図郭の上辺に平行であり、字列の下辺が図郭の上辺から4.0mm離れる

ようにし、かつ、最左側文字の左辺が図郭の左辺の延長線から50.0mm右に離れるように表示するものとする。ただし、図形の表示の関係でこの位置に表示することが困難である場合には、表示する位置を変更することができる。

- (3) 地籍図の名称は、市区町村の名称の末尾に「地籍図」の文字を添えたものとする。

(図 例)



4 座標系記号

- (1) 座標系記号は、ローマ数字を用いて次により表示するものとする。

横書

ゴシック体

字高 4.0mm

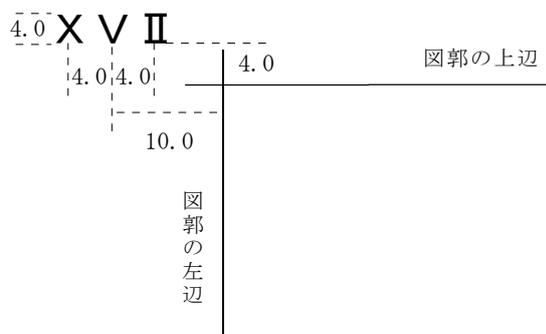
字隔 4.0mm

黒字

- (2) 字列は、図郭の上辺に平行であり、字列の下辺が図郭の上辺から4.0mm離れるようにし、かつ、字列の中心が、図郭の左辺の延長線から10.0mm左に離れるように表示するものとする。ただし、図形の表示の関係でこの位置に表示することが困難である場合には、表示する位置を変更することができる。

- (3) 座標系記号であるローマ数字は、国土調査法施行令別表第一に掲げる座標系の区分の記号によるものとする。

(図 例)



5 測地系の名称

(1) 測地系の名称は、次により「(世界測地系)」と表示するものとする。

横書

正方形直立等線体

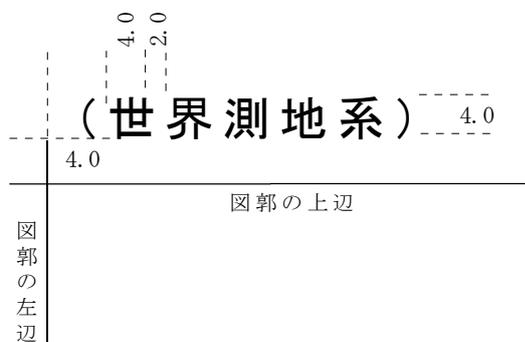
字大 4.0mm

字隔 2.0mm

黒字

(2) 字列は、図郭の上辺に平行であり、字列の下辺が図郭の上辺から4.0mm離れるようにし、かつ、最左側の文字の左辺が図郭の左辺の延長上にあるように表示するものとする。ただし、図形の表示の関係でこの位置に表示することが困難である場合には、表示する位置を変更することができる。

(図 例)



6 地番区域見出図

(1) 地番区域見出図の区画は、縦15.0mm、横21.0mmの長方形とし、幅0.1mmの黒線で表示するものとする。

(2) 地番区域見出図の区画内には、地番区域界及び地番区域の名称を表示するものとする。

(3) 地番区域界の表示については、第6における地番区域界の表示の方法を準用する。

(4) 地番区域の名称は、地番区域見出図における当該地番区域の区域内に、次により表示するものとする。

横書（やむを得ない場合には、縦書）

正方形直立等線体

字大 2.0mm

字隔 2.0mm（やむを得ない場合には、1.0mm又は0.5mm）

黒字

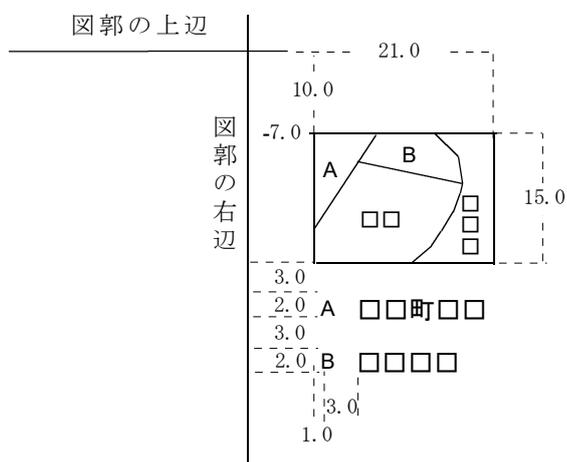
(5) 地番区域見出図の区画は、その左側が図郭の右辺に平行であり、かつ、区画の

左上隅が図郭の右辺から右に7.0mm、図郭の上辺の延長線から下に10.0mm離れるように表示するものとする。ただし、図形の関係でやむを得ない場合には、その位置を平行に移動することができる。

(6) 地番区域の境界で囲まれた区域又は地番区域の境界と区画の一部とで囲まれた区域に地番区域の名称の表示が困難である場合には、地番区域の名称の代わりに、ローマ字大文字をAから順次に用いることができる。この場合においては、地番区域見出図の区画の下方に次に掲げる図例で示す方法によって、その地番区域の名称を表示するものとする。

(7) 地籍図の名称として表示した市区町村以外の区域が、地番区域見出図に表示される場合には、当該市区町村の名称を地番区域の名称と同様の方法で表示するものとする。この場合において必要がある場合には、当該市区町村の名称とあわせて当該市区町村の地番区域の名称を表示することができる。

(図 例)



7 左上整理表題

(1) 左上整理表題の区画は、縦6.0mm、横30.0mmの長方形とし、幅0.1mmの黒線で表示するものとする。

(2) 左上整理表題の区画内には、地籍図の図郭番号を表示するものとする。

(3) 左上整理表題の区画内の表示は、次によるものとする。

ア 文字は、漢字、ローマ字、アラビア数字及びハイフンを用い、黒で表示するものとする。

イ 漢字は、次により表示するものとする。

正方形直立等線体

字大 3.0mm

字隔 3.0mm (字数が多い場合には、2.0mm又は1.0mm)

ウ ローマ字又はアラビア数字 (以下「ローマ字等」という。) は、次により表示するものとする。

ゴシック体

字高 3.0mm

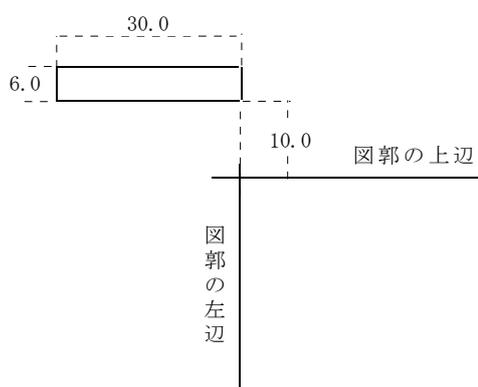
字隔 3.0mm (字数が多い場合には、2.0mm)

ハイフンの長さ 2.0mm

エ 漢字とローマ字等との間隔は、3.0mmとする。

- (4) 左上整理表題の区画は、その下辺が図郭の上辺に平行であり、かつ、区画の右下隅が図郭の上辺から上に10.0mm離れ、図郭の左辺の延長線上にあるように表示するものとする。ただし、図形の表示の関係でやむを得ない場合には、その位置を平行に移動することができる。

(図 例)



- (5) 左上整理表題の区画内の文字は、おおむね中央に表示するものとする。
- (6) 図郭番号は、次のア、イ、ウを左から右に順に列記して付するものとする。ただし、縮尺が1/5,000の場合には、市区町村内区画を細分する番号を列記しないものとする。
- ア 市区町村名の略称
- イ 市区町村内区画の番号
- ウ 市区町村内区画を細分する番号
- (7) 市区町村名の略称は、当該市区町村名から適当な1字又は2字以上を選んで定めるものとする。この場合において略称は、隣接市区町村名の略称と区別できるものでなければならない。
- (8) 市区町村内区画の番号は、市区町村の区域ごとにその区域内において、上の横列から下の横列内において、左から右に順次に、大文字でアルファベット順にA、B、C……Zを、Zの次にはA¹、B¹、C¹……Z¹を、Z¹の次にはA²、B²、C²……Z²を、Z²の次にはA³、B³、C³……Z³等をそれぞれ付するものとする。ただし、I、O、X、Yは、用いないものとする。
- (9) 市区町村内区画は、当該市区町村の区域について座標系原点から座標系のX軸の方向に1.25km、座標系のY軸の方向に1.75kmごとに区画したものとする。
- (10) 市区町村内区画は、縮尺1/2,500の場合にあつては、4等分（縦及び横をそれ

ぞれ2等分することをいう。以下同じ。)に細分し、縮尺1/1,000の場合にあっては、25等分(縦及び横をそれぞれ5等分することをいう。)に細分し、縮尺1/500の場合にあっては、縮尺1/1,000の場合において細分した区画を更に4等分に細分し、縮尺1/250の場合にあっては、縮尺1/500の場合において細分した区画を更に4等分に細分するものとする。この場合において細分された区域については、次の(11)に定めるところに従って、アラビア数字で番号を付するものとする。

(11)市区町村内区画を細分する番号は、図郭の区域ごとに上の横列から下の横列に、横列内においては左から右に、順次アラビア数字を用いて付するものとする。

ア 縮尺が1/2,500である場合

10	20
30	40

備考 太線は、縮尺が1/5,000である場合の区画を、細線は、縮尺が1/2,500である場合の区画を表す。

イ 縮尺が1/1,000である場合

11	12	13	14	15
21	22	23	24	25
31	32	33	34	35
41	42	43	44	45
51	52	53	54	55

備考 太線は、縮尺が1/5,000である場合の区画を、細線は、縮尺が1/1,000である場合の区画を表す。

ウ 縮尺が1/500である場合

1	2
3	4

備考 1 縮尺が1/1,000である場合の番号に更に番号を付加するものとし、付加する番号の前にハイフンを付するものとする。

2 太線は、縮尺が1/1,000である場合の区画を、細線は、縮尺が1/500である場合の区画を表す。

エ 縮尺が1/250である場合

1	2
3	4

備考 1 縮尺が1/500である場合の番号に更に番号を付加するものとし、付加する番号の前にハイフンを付するものとする。

2 太線は、縮尺が1/500である場合の区画を、細線は、縮尺が1/250である場合の区画を表す。

8 右下整理表題

(1) 右下整理表題の区画は、縦10.0mm、横60.0mmの長方形とし、幅0.1mmの黒線で表示するものとする。この場合において、当該区画の左右の縦線のそれぞれ中点を結ぶ横線で上下の二欄に分割し、更に縦線により相等しい左右に2等分するものとする。

(2) 右下整理表題の各欄各半部には、次の事項を表示するものとする。

上欄左半部……地籍図の図郭番号

上欄右半部……一筆地調査の終了年月

下欄左半部……地籍図の縮尺

下欄右半部……一筆地測量を行った年月

(3) 右下整理表題の区画内の表示については、左上整理表題の区画内の表示の規定を準用する。

(4) 右下整理表題の区画は、次の上辺が図郭の下辺に平行であり、かつ、区画の右上隅が、図郭の下辺から下に5.0mm、図郭の右辺の延長線から右に25.0mm離れるように表示するものとする。ただし、図形の表示の関係でやむを得ない場合には、その位置を平行に移動することができる。

(5) 上欄右半部の「一筆地調査の終了年月」は、一筆地調査の終了年月の次に「調査」の文字を添えて表示するものとする。

(6) 下欄左半部の「地籍図の縮尺」は、次のように表示するものとする。

縮尺が1/5,000の場合 1 : 5,000

縮尺が1/2,500の場合 1 : 2,500

縮尺が1/1,000の場合 1 : 1,000

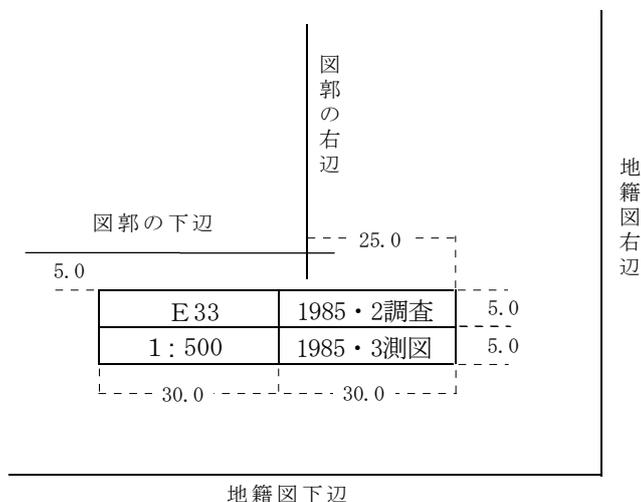
縮尺が1/500の場合 1 : 500

縮尺が1/250の場合 1 : 250

(7) 下欄右半部の「一筆地測量を行った年月」は、一筆地測量を行った年月の次に

「測図」の文字を添えて表示するものとする。

(図 例)

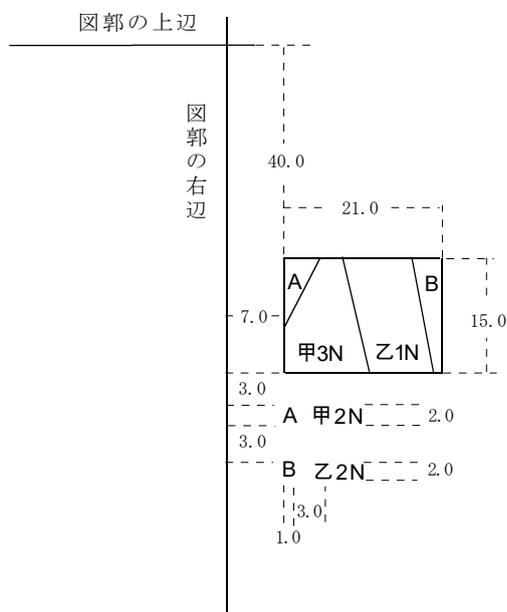


9 精度区分見出図

- (1) 精度区分見出図の区画は、縦15.0mm、横21.0mmの長方形とし、幅0.1mmの黒線で表示するものとする。
- (2) 精度区分見出図の区画は、その左側が図郭の右辺に平行であり、かつ、区画の左上隅が図郭の右辺から右に7.0mm、図郭の上辺の延長線から下に40.0mm離れるように表示するものとする。ただし、図形の関係でやむを得ない場合には、その位置を平行に移動することができる。
- (3) 精度区分見出図の区画内には、精度区分界、地籍測量の精度区分の名称及び(6)に規定する地籍測量の方式を表示するものとする。
- (4) 精度区分界は、幅0.1mmの黒線で表示するものとする。
- (5) 精度区分の名称は、精度区分見出図における精度区分の区域内に、次により表示するものとする。
横書（やむを得ない場合には縦書）
正方形直立等線体
字大 2.0mm
字隔 2.0mm（やむを得ない場合には1.0mm又は0.5mm）
黒字
- (6) 地籍測量の方式は、(5)に掲げる規格により、数値法であることを表す「N」の文字を精度区分の名称の次に記して表示するものとする。
- (7) 精度区分界で囲まれた区域又は精度区分界と区画の一部とで囲まれた区域に精度区分の名称及び地籍測量の方式（以下「精度区分の名称等」という。）を表示することが困難である場合には、精度区分の名称等の代わりにローマ字大文字を

Aから順次に用いることができる。この場合においては、精度区分見出図の区画の下方に次に掲げる図例で示す方法によって、その精度区分の名称等を表示するものとする。

(図 例)



1 0 隣接図郭番号見出図

- (1) 隣接図郭番号見出図の区画は、縦18.0mm、横24.0mmの長方形とし、幅0.1mmの黒線で表示するものとし、当該区画の縦線及び横線のそれぞれ3分の1の点を結ぶ縦線及び横線で分割するものとする。
- (2) 隣接図郭番号見出図の区画は、その左側が図郭の右辺に平行であり、かつ、区画の左上隅が図郭の右辺から右に5.0mm、図郭の上辺の延長線から下に70.0mm離れるように表示するものとする。ただし、図形の関係でやむを得ない場合には、その位置を平行に移動することができる。
- (3) 隣接図郭番号見出図には、中心の分割区画に本図郭を斜線により表示し、その他の分割区画には隣接の図郭番号（市区町村名の略称を除く。以下同じ。）を表示するものとする。
- (4) 斜線は、幅0.1mmの黒線で、右上がりの傾斜角が区画の下辺に対しおおむね45度、各斜線間隔を0.8mmとするものとする。
- (5) 図郭番号は、次により表示するものとする。

横書（やむを得ない場合には二列横書）

ゴシック体

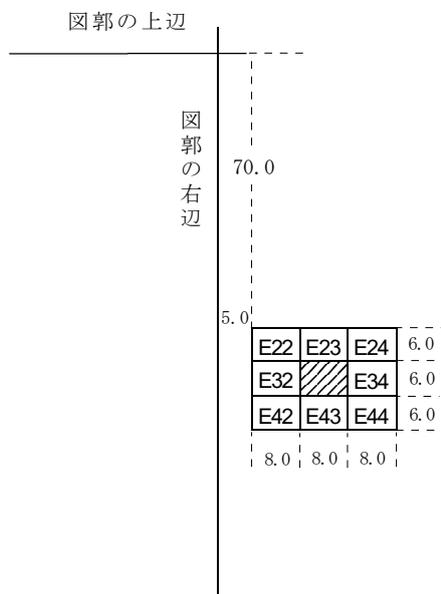
字高 2.0～3.0mm

字隔 0.4～2.0mm

ハイフンの長さ 0.5mm

黒字

(図 例)



(略字及び用語)

第13 略字及び用語は、次の表による。

略 字	略 字 の 意 義
km	キロメートル
m	メートル
cm	センチメートル
mm	ミリメートル

用 語	用 語 の 意 義
正 方 形 体	正方形の字形をいう。
直 立 体	文字の縦線が字列の方向に対して、横書の場合には、垂直であり、縦書の場合には、平行である文字の形をいう。
等 線 体	文字を構成する各線の太さが等しい書体をいう。
直 立 等 線 体	直立体であり、かつ、等線体であるものをいう。
字 大	文字の大きさをいい、正方形体の文字における字形の一辺の長さにより表示する。

字	高	文字の縦の長さをいい、正方形体以外の文字の大きさを表示するのに用いる。
字	隔	漢字又は仮名文字にあつては、文字の字形とこれに隣る文字の字形との間隔をいい、アラビア数字の場合及びローマ数字の場合には、文字中心線の間隔をいい、ローマ字にあつては、相隣る文字間の最も狭い間隔をいう。
地番数字接続記号		地番が本番号と枝番号からなる場合において、本番号である数字と枝番号である数字とを結ぶ記号をいう。
地番分属記号		一筆地の区域の全部が一の地籍図に表示されず、二以上の地籍図にまたがって表示されている場合において、当該一筆地の部分がそれぞれ表示されている地籍図における地番に、それぞれ付加して表示する記号をいう。